平成２２年（フ）第２００号
北海道古平郡古平町大字浜町字チョペタン377番地、前住所北海道古平郡古平町大字沢江町23番地
債務者　嶋田　秀朝
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２１号
宮城県大崎市三本木字鹿野沢81番地16
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
宮城県大崎市古川中里４丁目２番26号
債務者　三浦　広美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
宮城県大崎市松山金谷字向田56番地４
債務者　垣崎　由香
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
宮城県栗原市若柳字川南八木東15番地
債務者　早坂　敬悦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
長野市大字富竹1263番地２
債務者　大川美智子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９０号
長野県松本市波田5441番地３
債務者　上條　仁志
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９２号
長野県塩尻市大字塩尻町26番地
債務者　桑原　公子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２９４号
長野県安曇野市豊科1049番地１　シェリール豊科102号
債務者　山田　美幸（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３０２号
長野県松本市寿北３丁目４番４号　第一ビレッジ白瀬渕205号
債務者　王鷲　幸夫
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３１２号
長野県塩尻市大門一番町４番12号　プラザドゥメラB208
債務者　丸山　　学
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２０９号
滋賀県東近江市栗見出在家町780番地34
債務者　西居みゆき
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２５４号
滋賀県近江八幡市安土町内野2048番地　安土健康づくりセンター悠々元気園内、住民票上の住所愛知県豊田市天王町１丁目１番地６鶴峯治方、前住所東京都八王子市打越町1244番地３
債務者　小林　　満
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１０号
兵庫県養父市上野898番地１
債務者　安井　卓也
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
兵庫県南あわじ市沼島1244番地
債務者　金丸　道江
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第９９号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2314番地
債務者　舩瀬　和重
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１号
鳥取県米子市両三柳4306番地４
債務者　高本　良二
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部